

「全日本教育工学研究協議会講演論文集」投稿規定

掲載される論文は、教育工学分野に関する投稿者自身の研究・開発・検討等の結果をまとめたものである。

(1) 投稿条件

1. 著作権や人権の侵害について

論文の内容が、他者の著作権や研究に関わる者の人権を侵害しないよう、十分に配慮されていること。

2. 了解性について

少なくとも、会員が十分理解できるように記述されていること。また、日本語の表現について、理解に問題がない文章となっていること。

3. 筆頭著者について

筆頭著者は、個人会員、団体会員の構成員、賛助会員の構成員、名誉会員、その他の者であること。筆頭著者は投稿手続きに責任をもつこと。

4. 執筆の手引について

本協会が示している「執筆の手引」に沿っていること。

(2) 著作権

1. 掲載された論文等の著作権は、本協会に帰属する。

2. 投稿に際して、当該原稿の著作権が本協会に帰属することを、著者全員が同意しているものとみなす。投稿者は、共著者全員に本投稿規定を示し、この点に関する了解を得なければならない。

3. 論文について、著者自身による学術教育目的等での利用（著者自身による編集著作物への転載、掲載、公衆送信、複写して配布等を含む）は、協会に許諾申請する必要がない。ただし、出典（論文誌名、巻号ページ、出版年等）を記載しなければならない。

(3) 原稿の扱い

1. 投稿の際は、本協会の論文投稿システムを使うこと。

2. 論文投稿システムの指示に従って投稿すること。

附則

この規定は、2018年6月1日から適用する。